

適正保証推進キャンペーンのご案内

名称	対象	保証上限 (万円)	保証料率	必要 書類等
トラスト	金融機関営業店が推薦する小規模事業者の方 (業歴5年以上)	通常 2,000万円 伴走 3,000万円	各制度要綱の 定めによる	推薦書
ツインローン	プロパー資金との協調融資を受ける方	各制度要綱の 定めによる		—
アシストローン	事業承継を行う方			
NEW リピート	短期資金を継続して利用する方(業歴5年以上)	平均月商の 3ヶ月以内かつ 3,000万円以内		
NEW プレミアム	経保不要のプロパー協調融資を受ける方	各制度要綱の 定めによる		

ポストコロナサポート保証キャンペーン

名称	対象	保証上限 (万円)	保証料率	必要 書類等
飲食店応援保証 “リバイバル”	長期化しているコロナ禍の影響を受けながら、 前向きに頑張る飲食業者の方(業歴3年以上)	平均月商の 3ヶ月以内かつ 500万円以内	各制度要綱の 定めによる	推薦書
広報サポート保証 “チャレンジ”	事業再構築補助金の採択を受けた(受ける見込み の)方、またはDX・GXにかかる制度を利用した方	各制度要綱の 定めによる		—
DX支援促進保証 “イノベーション”	ニューノーマルに対応したDX導入の為、当協会 の専門家派遣事業を活用した方			

※融資・保証につきましては、金融機関・保証協会による審査の結果ご希望に添いかねる場合があります。

どうぞお気軽にご相談ください。



保証一課

担当地域

徳島市(西部) / 吉野川市
美馬市 / 三好市 / 阿波市
名西郡 / 美馬郡 / 三好郡
板野郡(上板町・板野町)



保証二課

担当地域

徳島市(北東部) / 鳴門市
板野郡(松茂町・北島町・藍住町)



保証三課

担当地域

徳島市(南東部) / 小松島市
阿南市 / 名東郡 / 勝浦郡
那賀郡 / 海部郡



創業推進課

担当地域・業務内容

県内全域
創業推進、創業支援、創業相談



〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)

保証部	保証一課	TEL.088-622-0248
	保証二課	TEL.088-622-0247
	保証三課	TEL.088-622-0246
	保証事務課	TEL.088-622-0210
地方創生部	創業推進課	TEL.088-622-0254
企業支援部	経営支援課	TEL.088-622-3419

— 2023年度版 —

保証制度のご案内

中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として



<https://www.cgc-tokushima.or.jp>



主な保証制度一覧(県制度、協会制度)

当協会では、中小企業者の皆さまの様々な資金需要に対応した各種の保証制度をご用意しております。
なお、この他にも多様な保証制度を取り揃えていますので、詳しくは保証協会窓口までお問い合わせください。
(2023年4月1日現在)

制度名		対象	保証上限 (万円)	保証期間 (以内)	貸付利率 (年%以内)	保証料率(注1)										責任共有対象 (注3)	必要書類等				
						第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	区分無			割引料率の適用(注2)			
																		有担保保証	会計参与設置		
県制度	経営力強化伴走支援資金	新型コロナウイルス感染症等による影響を受けて経営行動に係る計画を策定し、次のいずれかに該当する方。(注4) ①中小企業信用保険法第2条第5項4号の規定による認定を受けている ②中小企業信用保険法第2条第5項5号の規定による認定を受けている ③次のiからviのいずれかに該当する(注5) i 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している ii 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iv 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している v 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している vi 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している vii 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している	10,000	10年	1.60～1.85	県補助適用は令和6年3月31日までに融資実行されたもの(注4)(注6)										—	—	—	・経営行動計画書 ・県納税証明書(コピー可) ・経営安定関連特例利用の場合は市町村長の認定書 ・保証の対象③の場合は売上高減少要件確認書など ・経営者保証免除対応確認書		
						0.00(経営安定関連特例4号)															
						0.00(経営安定関連特例5号)															
						0.70	0.60	0.45	0.30	0.20	0.20	0.20	0.10	0.00	0.20						
	短期事業資金	6ヶ月以上継続して同一事業を営み、短期の運転資金が必要な方。	1,000	1年	2.30	1.00	0.85	0.70	0.55	0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	0.40	○	○	○	県納税証明書(コピー可)		
	経済回復支援枠		500			保証協会独自割引適用は令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの															
						0.80	0.65	0.50	0.35	0.20	0.10	0.10	0.10	0.10	0.20						
	経済変動対策資金	1年以上継続して同一事業を営み、経済不況等により収益が悪化している方。 主な要件は次のとおりです。詳細は制度要綱をご参照ください。 ①直近決算期における売上高が前年同期比で減少している方。 ②直近決算期において経常赤字を計上している方。	5,000	10年	1.90～2.05	0.85	0.75	0.55	0.35	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	○	○	○	県納税証明書(コピー可)		
	経営安定借換資金	1年以上継続して同一事業を営み、県の保証付き融資制度(短期事業資金・旧オンリーワン企業創出支援資金を除く)の残高を有し、債務の一本化のための借換を行う方。	5,000	8年	1.85～2.10	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.60	0.45	0.70	○	○	○	県納税証明書(コピー可) 経営安定関連特例利用の場合は市町村長の認定書に加え所定の事業計画書		
		(経営改善強化枠)	上記に加え、「経営支援・創業推進強化事業(専門家派遣事業)」を活用し、経営改善計画の策定又は計画の実行に取り組む方。	7,000		10年	0.70(経営安定関連特例5号、7～8号)													—	○
							0.70(経営安定関連特例1～4号、6号)														
						0.70(危機関連)															
	セーフティネット資金	1年以上継続して同一事業を営み、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づき市町村長の認定を受けた方。	7,000	10年	1.85～2.05 1.60～1.80	0.30(経営安定関連特例5号、7～8号) 0.30(経営安定関連特例1～4号、6号)										—	○	○ —	県納税証明書(コピー可) 市町村長の認定書 借換の場合は所定の事業計画書		
	生産性革命応援資金 (設備導入促進枠)	工場、事務所の建築、機械、装置の導入等を行う方。	20,000	10年	1.80	1.15	1.10	1.05	0.95	0.90	0.85	0.65	0.45	0.30	0.90	○	○	○	県納税証明書(コピー可) 先端技術促進枠の場合は貸付協議書		
		10年超～20年		金融機関所定																	
		10年		1.70																	
		10年超～20年		金融機関所定																	
小口資金	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者で、新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方。	2,000	7年	1.70	1.25	1.15	1.05	0.95	0.90	0.80	0.65	0.45	0.30	0.90	○	○	—	県納税証明書(コピー可)			
			0.80(経営安定関連特例1～8号)										—								
			0.30(特別小口保険)																		
DX促進資金	デジタル技術を活用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを構築し、DXの実現に取り組む方、 「情報処理の促進に関する法律」に基づくDX認定を取得した方、企業内のDXに資する設備投資を行う方。	28,000	10年	1.50	保証協会独自割引適用は令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの										○	○	○	県納税証明書(コピー可)			
			10年超～20年	金融機関所定	0.65	0.60	0.55	0.45	0.40	0.35	0.15	0.10	0.10	0.40							
GXとくしま推進資金	グリーン社会実現に寄与する、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルの開発、事業活動を行う方、自然エネルギー等設備を導入する方、省エネルギーに関する設備投資を行う方、次世代自動車の導入を行う方、その他グリーン社会実現に寄与する設備投資を行う方。	28,000	10年 10年超～20年	1.50 金融機関所定	保証協会独自割引適用は令和6年3月31日までに保証申込を受け付けたもの										○	○	○	県納税証明書(コピー可)			
経営者保証不要	スタートアップ創出促進(SSS)保証制度	創業を予定されている方、創業後5年未満の法人。	3,500	10年	金融機関所定	1.20										—	○	—	創業計画書(SSS保証制度用)		
	創業者無担保資金	県内で創業を予定されている方、創業後5年未満の法人。 あったかビジネス支援枠においては、あったかビジネス支援事業で徳島県から事業計画を認定された方。	3,500	運転6年 設備8年	1.90	0.50(鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町0.00)										—	○	—	県納税証明書(コピー可) 創業・再挑戦計画書 (SSS保証の場合は創業計画書)		
	(あったかビジネス)				1.60	0.10(鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町0.00)															
	(あったかビジネス女性)				1.20	0.00															
	SSS保証			10年	1.90	0.70(鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市0.20、上勝町0.00)															
					1.60	0.30(鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市0.20、上勝町0.00)															
					1.20	0.20(上勝町0.00)															
中小企業特定社債保証	一定の財務要件(純資産額、自己資本比率等)を満たす方。	3,000～56,000 (発行金額・保証金額は発行金額の80%)	2年～7年	発行体所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	○	○	○	特定社債保証資格要件申告書 SDGs推進枠の場合はSDGs資格要件確認書			
(SDGs推進枠)					1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	0.95							
金融機関連携型	申込金融機関が、そのプロパー融資について経営者保証を不要としている場合であって、法人と経営者の分離、債務超過でもなく赤字でもない等の要件を満たしている場合には、経営者保証を不要とすることができます。																各制度要綱の定めによる			「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	
財務要件型	一定の財務要件(純資産額、自己資本比率等)を満たす方で、「県制度(徳島県中小企業振興資金保証制度)」又は「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合、経営者保証を不要とすることができます。																各制度要綱の定めによる			財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書	
担保充足型	企業又は経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。																各制度要綱の定めによる				
事業再生	事業再生サポート資金(県制度)	要綱に定めるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。	28,000	15年	1.90	0.20(注6)										—	—	○	要綱が規定する計画 県制度の場合は県納税証明書(コピー可)		
	金融機関所定																				
事業承継	事業引き継ぎ支援資金 事業引き継ぎ支援資金Ⅱ(県制度)	県内で事業を承継しようとする方が対象で、主な要件は次のとおりです。詳細は制度要綱をご参照ください。 ①「徳島県事業承継・引き継ぎ支援センター」又は金融機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づく取り組みを行う方。 ②中小企業経営承継円滑法第12条第1項第1号イの規定に基づき、徳島県知事の認定を受けた中小企業者の代表者。 ③「事業承継特別保証制度」の要件を満たす方。	8,000	10年	2.15	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合										—	—	○	県納税証明書(コピー可) 該当する要件に応じて事業承継計画等		
						0.90	0.85	0.75	0.65	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	○	○				
						1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	1.05						
	事業承継特別保証制度	「事業承継計画」を有する法人又は一定の期間内に事業承継を実施した法人で、次の①から④の全ての要件を満たす方。 ①資産超過であること ②返済緩和中でないこと ③EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ④法人と経営者の分離がなされていること	28,000	10年	金融機関所定	専門家の確認を受けた場合										—	—	○	事業承継計画書 財務要件等確認書等		
					1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	○	○					
					1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	○	○					

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して料率を決定します。中小企業特定社債保証については発行金額に対する保証料率となります。

(注2) 割引料率の適用欄が○の場合 ①有担保保証割引:担保の提供がある場合、表示料率から0.10%割り引いた料率を適用します。②会計参与設置割引:会計参与を設置している事業者の申し込みの内、割引対象の制度について、表示料率から0.10%割り引いた料率を適用します。但し、NPO法人は適用対象外となります。

(注3) 責任共有対象の保証については、責任共有保証料率を記載しています(責任共有保証料率は、貸付金額に対する保証料率)。責任共有対象となっている保証制度の場合でも、特別小口保険利用の場合については対象外となります(その場合の保証料率は、特別小口保険に係る保証を参照)。

特別小口保険利用のNPO法人は責任共有対象となります。

(注4) 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除きます。

(注5) 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限ります。

(注6) 国や県の補助を反映した実質負担保証料率を記載しています。経営者保証免除対応を適用する場合にはこれに0.20%を上乗せしますが、上乗せに相当する額も補助の対象となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外となります。免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書が必要となります。